

創作演劇

さわりんと運玉義留



令和4年2月23日(水)西原町の小中高生がプロデュースする創作演劇「さわりんと運玉義留」がさわふじ未来ホールで行われました。今回で演劇プロジェクト始動6年、5回目となる公演となりました。昨年は新型コロナウイルスの影響を受け中止となったため、ステージには2年分の気持ちを胸に稽古に励み、その練習の成果を堂々と演技する子ども

たちの姿がありました。また、崎原町長や桃原獅子保存会が友情出演し、盛り上がりを見せました。

総勢23名によるステージに観客は時折涙する場面もあり、会場は大きな感動に包まれ大成功をおさめました。



施政方針

はじめに

令和4年第2回西原町議会定例会が開催されるにあたり、町政運営の基本となる令和4年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、町政運営にあたって私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。



私にとりまして就任から2度目の施政方針となりますが、公約として掲げた政策を着実に実行していく決意とともに、改めてその責任の重さを痛感しているところでです。

私は公約で掲げましたトップセールスによる

- 一 行財政運営の健全化のために
- 一 子ども達の未来のために(安心して子どもを産み育てられるまちづくり)
- 一 明るいまちづくりのために(だれもが住みやすい教育・福祉のまちづくり)
- 一 平和の実現のために

を基本理念として町政運営を進めていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が社会経済への大きな打撃と住民に混乱と不安を招いている中、国、県と連携し感染拡大防止を図りながら、町勢の発展をめざし、「まちづくり基本条例」の理念に基づいて町民協働の「文教のまち西原」の創造に邁進してい

きます。

そのことから、令和4年度は次のことについて進めてまいります。

1 新型コロナウイルスワクチン接種対応プロジェクトチームの継続

いまだ終息の兆しの見えない新型コロナウイルス感染症の脅威から住民の生命を守り、1日でも早く安心した日常生活を取り戻せる様にするために設置したプロジェクトチームを中心に、新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢の引き下げ、追加接種等がスムーズに実施できるよう引き続き取り組みます。

2 組織機構改編について

福祉部の事業執行体制を強化するため、組織機構改編を実施します。新規事業として「こども家庭センター」を設置し、特定妊婦や要支援及び要保護児童対策、子どもの貧困など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に取り組みます。

3 認定こども園の創設

昨年11月に策定した基本方針に基づき、町立坂田幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への令和5年度の移行に向け準備を進めてまいります。また、幼児教育アドバイザー

(仮称)を新たに配置し、より良い幼児教育推進体制の構築に向けて取り組みます。

4 トップセールスによる財政健全化

私はあらゆる事業の可能性を求め、「トップセールス」により、昨年度に引き続き西地区土地区画整理事業の早期整備促進や新たな都市基盤整備について、国や県への要請行動に取り組みます。また、PPP・PFI制度の活用を前提とした中央公民館再整備基本計画など、民間活力の導入を積極的に進めることに加え、企業誘致や町内雇用の拡大を図ることと新たな財源確保を図って参ります。さらに町内外の企業の皆様に西原町の応援団になって頂けるよう、ふるさと納税の拡大などに取り組みるとともに、企業版ふるさと納税やネーミングライツの導入についても積極的に取り組みます。

5 福祉の充実

「助け合いの精神」や「絆」を大切にする地域社会を再構築するため、地域住民や行政、社会福祉協議会、ボランティアなど幅広く合意形成を図り、協働で明るい地域づくりに取り組めるよう令和3年度に策定した地域福祉計画に基づき取組を進めてま

財源であります。適正で公正な課税、正確で迅速な収納管理に努めるとともに、納税者の利便性の向上を図るため、スマホ決済及びセルフ支払機を導入します。

さらに、サービスの向上を図るため、コンビニ納付で取扱える税目拡大を進める準備も取り組んでまいります。

また、これまで懸案事項でありました住民票の写しをはじめとする各種証明書のコンビニ交付について、マイナンバーカードを利用して取得できるよう、年度内の実施に向け取り組みます。

ふるさと納税についても、トップセールスを行うことで広く西原町をアピールし、寄付額の拡大に努めます。また、公共施設におけるネーミングライツの公募を行い、自主財源の確保に努めます。

次に、令和4年度主要施策の概要について、まちづくり基本条例で定められた4つの基本方向に沿ってご説明申し上げます。

2 「平和で人間性豊かなまちづくり」について

(1) 平和事業の推進
6月を平和月間と定め、「平和の語りべ・伝承者」の派遣や企画展、平和コンサートを実施し、次世代を担う子ども達をはじめ、町民の皆様の平和意識の一層の高揚と恒久平和の実現をめざします。

また、今年は本土復帰50周年の節目を迎えることから、記念事業として復帰50周年記念資料デジタル化・写真展、平和の語り部アーカイブ映像の活用、「月桃」歌碑建立事業、小波津「弾痕の残る石塀」案内板設置の事業に取り組みます。

(2) 地域活性化事業の推進

活力に満ちた明るく住み良い地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を支援します。

(3) 男女共同参画社会の推進

性別にかかわらずすべての人が互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざすため、「第4次西原町男女共同参画計画」の策定に取り組みます。

(4) 学校教育の充実

さらに、社会福祉士、心理士、情報技術職員などの専門性の高い職員を配置し、子育て環境の充実強化や

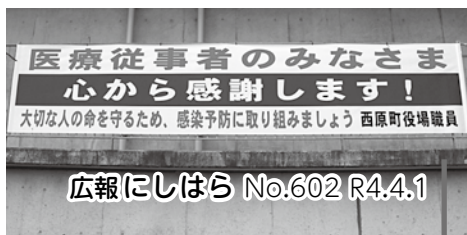
住民サービスの拠点となる役場においては、多種多様で高度化する住民ニーズや地方分権の進展に対応するため、コンプライアンス体制の充実強化を図ります。また、明るくさわやかな住民サービスを提供できるよう職員の一層の資質向上と職場の活性化に取り組めます。

1 執行体制と行財政の確立

本町は、社会保障関係事業、西地区土地区画整理事業、各一部事務組合関係事業や、喫緊の課題となる義務教育施設をはじめとする公共施設の老朽化などへの対応、MICERIA周辺地域の整備、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済状況により、今後の財政状況の見通しを立てることが厳しくなっております。

いります。また、認可保育園での発達支援保育の実施に向け財政支援を拡充し、その充実を図ることににより、待機児童の解消を図ってまいります。

以上、町政運営の基本姿勢を申し上げましたが、次に令和4年度の重点施策と執行体制及び行財政の確立について申し上げます。



GIGAスクール構想に基づき整備した児童生徒1人1台端末を活用し、「個別最適化された学び」や「協働的な学び」の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を通して、「確かな学力」の向上に取り組みます。

小学校3年・4年生で活用している社会科副読本「わたしたちの西原町」の改訂に取り組みます。

また、町内小中学校への学習支援員の派遣や大学との連携による授業支援、さらに、小中学校の連携による共通実践などを通して、児童生徒の学力向上の支援に取り組みます。

インクルーシブ教育の理念の実現に向けて、正規職員として心理士を配置するとともに、小中学校へ特別支援教育支援員を派遣し、児童生徒への支援及び特別支援教育の充実に努めます。

いじめ、不登校問題については、教育相談員による学校訪問相談や保護者相談を行うとともに、県派遣のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用します。さらに、他市町村に先駆けて沖縄県の「校内自立支援室事業」を活用し、中学校に校内自立支援室学習支援員の配置を行い、不登校児童生徒及び登校できるが教室に入れない

児童生徒等に対し、多様な学習機会を確保するなど、引き続き学校支援に努めます。

(5)教育環境の充実

学校施設については、長年の懸案事項であった小中学校トイレの洋式化をはじめ、体育館の屋根改修、西原幼稚園の空調整備に取り組みます。

(6)学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、その課題の解決を目指すために学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に取り組みます。

(7)認定こども園の創設

町立幼稚園に対する様々なニーズへ対応し、質の高い教育・保育を提供する環境を整備するため、町立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行し、保育環境の拡充、3歳児から連続性のある幼児教育の提供及び子育て家庭への支援体制の強化に向けて取り組みます。

(8)学校給食の充実・強化

栄養に配慮した安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、食に関する正しい理解を養います。

また、安全・安心な給食の安定供給のため、老朽化した蒸気ボイラー取替改修に取り組みます。

(9)生涯学習の振興

生涯学習については、町民誰もが、自由に学習機会を選択して学び、地域社会の中で生きがいのある充実した生活を送れるよう、更なる学習機会の充実や情報提供体制などの環境整備に努めます。

また、生涯学習課を中央公民館へ移し、生涯学習の拠点として体制の強化と各種団体との連携を密に図ってまいります。

中央公民館においては、各種事業や講座などを実施し、生涯学習活動の機会及び情報を、広報にしはら・ホームページを通じて町民へ積極的に提供します。

図書館においては、新型コロナウイルス感染症対策を図り、利用者にとって豊かな時間が過ごせる環境づくりに努め、町民の読書・学習活動を支援します。

(10)スポーツ・レクリエーション活動の推進

町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に対応するため、運動公園や学校を広く町民に開放し、健康づくりや交流の場としての利活用を促進します。また、関係機関・団体と連携を図りながら、町民の健康づくり・体力づくりに取り組み、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。将来を担う青少年を対象としたビーチバレーボール大会、かけっこ教室、本町でスポーツキャンプを実施するプロスポーツ選手などによるスポーツ教室や、多くの町民が参加できる新春マラソン大会などを開催します。

さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を生かし、ビーチバレーボールも含めた競技大会の誘致に向けて関係団体との連携に努めます。

(11)青少年健全育成の推進

児童生徒の非行や薬物乱用などの対策に向けて、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。

(12)文化事業の推進

伝統文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。

内間御殿は、整備計画に基づき地域と連携しながら復元に向けて年次的に整備を行います。また、内間御殿をはじめとする町内の文化財を案内できるボランティアの育成に努めます。

(13)町民交流センター利活用の推進

町民交流センターでは、文化・芸術活動の拠点となるよう、主体的・創造的な文化活動を支援し、施設管理や基盤強化を図り、町内・町外を問わず利用しやすい運営に努めます。

(14)国際交流事業の推進

今年は「世界のウチナーンチュ大会」が開催されます。三カ国（ブラジル、アルゼンチン、ペルー）から研修生を受入れ、世界のウチナーンチュ大会参加者と西原町民との懸け橋となるような事業の実施に努めます。

3 「安全で環境にやさしいまちづくり」

(1)交通安全施設の整備と安全教育の推進

交通安全施設の整備を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携し交通安全指導や広報啓発活動などを実施し、事故防止に努めます。

(2)消防・防災体制等の確立

災害等から町民の身体、生命及び財産を守るため、各種防災資機材の更新や保守管理を適正に実施します。また、東部消防組合及びその他関係機関、自主防災組織との連携を強化するとともに、防災訓練などを通して町民の防災意識の高揚に努めます。さらに、東部消防組合の新消防本部庁舎（補助訓練塔）の建設に引き続き取り組みます。

防犯活動については、関係機関・団体と連携し、地域安全活動などを通して、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進します。

(3)環境保全対策の推進

町のごみ処理及び生活排水処理に関する基本方針を定めた「一般廃棄物処理基本計画」に沿って「循環型社会」の形成に取り組みます。また、資源化物の処理を効率的に行うため、町リサイクルヤードの整備に取り組みます。

その他にもごみ減量化推進事業補助金（生ごみ処理容器等）、体験用の家庭用生ごみ処理容器の貸出事業によりゴミの減量化・再資源化に努めます。

不法投棄を未然に防ぐため、看板

を設置するとともに、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。

墓地行政については、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図るとともに、地域環境と調和がとれるよう無秩序な開発の防止に努めます。

(4)上水道事業の充実

地震に強い強靱な水道施設の整備を図るとともに、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、引き続き水道施設の整備拡充、老朽化が進行する施設の維持管理の強化に努めます。

令和4年度は棚原地内老朽管更新、西地区土地区画整理事業地区内、東崎兼久線等の配水管整備に取り組みます。

(5)下水道事業の推進

汚水事業については、未普及地区解消のため、棚原第一処理分区の整備を継続するとともに、接続率向上に向けて普及啓発に取り組みます。また、経営健全化に向けて使用料改定に取り組みます。

4 「健康と福祉のまちづくり」

(1)新型コロナウイルス感染症への対応
新型コロナウイルス感染症は町民

の健康と生活に大きな影響を与えています。感染拡大防止を図るため、国、県と連携し情報収集を図るとともに、町民に必要な情報を発信してまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するため、プロジェクトチームを中心に、町内医療機関や医師会等関係機関と連携し、接種体制の構築を図ります。

(2)成人保健事業の推進

町民の健康づくりについては、「健康寿命の延伸」「早世の予防」をめざし「にしはら健康21（第2次）」を推進し、ライフステージに応じた健康づくりを進めます。

(3)医療保険事業の推進

国民健康保険については、「西原町国民健康保険特別会計の累積赤字解消計画（第三次改定）」に基づき令和5年度予定の国民健康保険税の見直しに向け検証を行うとともに、改定内容について国保加入者への理解、周知に努めます。

後期高齢者医療制度については、令和4年度後半には窓口負担2割区分が始まります。これまで以上に沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。



(4)母子保健事業の推進

母子保健事業については、新たに「こども家庭センター」を設置し、産婦健診、産後ケア事業を行い、妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、子育て支援を行います。

(5)児童・母子（父子）福祉の推進

児童福祉については、「第2期西原町子ども・子育て支援事業計画（ゆいまーるにしたらわらびプラン2020）」に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。保育の施策については、保育士確保に向け「保育士等就職奨励金事業」や、「県外保育士誘致支援事業」などに取り組み、新たな保育士の確保に努めます。

また、保育士不足による保育現場の人材を確保するため「西原町子育て支援研修事業」に取り組み、保育士業務の負担軽減を図ることを目的に保育補助者の育成に努めます。

児童健全育成については、放課後児童健全育成事業補助金の対象となる施設を2カ所追加することにより量の確保を進め、学童クラブの待機児童解消を図ります。

また、ファミリーサポートセンター事業及び病児・病後児保育事業の充実も継続して取り組みます。

(3)緑化の推進

緑化については、森林地区を保全し、緑豊かなまちづくりに努めます。

(4)商工業の振興

商工業の振興については、引き続き町商工会との連携を図りながら、6次産業化の推進、地元企業への公共事業の優先発注、町産品優先使用に努めます。また、土地利用の調整を図りながら、企業誘致を推進します。

雇用については、雇用サポートセンターによる相談体制を継続し、新型コロナウイルス感染症流行によって職を失った方々を含め、求職者に対する支援を行います。また、町内における隠れた求人ニーズを掘り起こし、新たな雇用創出の確保に努めます。

(5)観光振興

観光振興については、西原町観光まちづくり協会を中心に、関係機関と連携し、新たな観光資源の発掘と活用を促進し、本町のさらなる活性化を図ってまいります。また、引き続きプロサッカーチームなどのキャンプ誘致に取り組みます。

沖縄県が進める大型MICE施設建設計画を踏まえ、引き続き「東海岸地域サングライズ推進協議会」の構

さらに保育士等処遇改善臨時特例事業や、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施し、収入を引き上げるための措置に取り組みます。年々増加傾向にある児童虐待については、要保護児童対策の強化を図るため、新たに設置する「こども家庭センター」を拠点に保育園や幼稚園、放課後児童クラブ、小中学校などの関係機関と連携を密にし、切れ目のない支援に努めます。

母子及び父子家庭については、医療費助成金の自動償還払いを行い、自立支援に努めます。また、子どもの貧困対策についても引き続き取り組みます。

こども医療費助成制度については、通院時にかかる費用の助成対象年齢拡大を実施してまいります。

(6)地域福祉活動の推進

地域福祉活動については、「第一次西原町地域福祉計画・第四次西原町地域福祉活動計画」に基づき、西原町社会福祉協議会など、関係機関と協働し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現に向け取り組みます。

(7)高齢者福祉の推進

高齢者福祉については、「第8期高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン

成町村と連携し、広域的な活性化を推進します。

(6)道路網及び排水施設の整備

町道整備事業については、東崎兼久線、兼久安室線、小波津川北線、小波津川南線、兼久仲伊保線、森川翁長線、呉屋安室線などの道路整備に取り組みます。新規事業については、棚原1号線の道路危険箇所対策事業及び桃園池田線橋梁の老朽化対策である橋梁長寿命化修繕事業による詳細設計を行います。また、安全で快適な住みよい生活環境整備のため、生活道路の修繕や排水整備に努めます。

国・県事業については、国道329号西原バイパス、県道浦添西原線、県道那覇北中城線、県道幸地インター線の道路整備や小波津川河川改修事業などの早期完了に向けて国・県と連携して取り組みます。

(7)都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、「西原町都市計画マスタープラン」の改訂や、自己用住宅の立地緩和区域及び幹線道路沿いにおける市街化区域の拡大など、長年の懸案事項の実現に取り組みます。また、引き続き市街地整備や道

2021」に基づき、本町に適した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

介護保険事業については、沖縄県介護保険広域連合と連携し、より効率的で質の高い介護保険事業を展開します。

(8)障がい者（児）の福祉の推進

「西原町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（ほのぼのプラン2021）」に基づき、地域や関係機関と連携して障がい福祉の推進に努めます。

5 「豊かで活力のあるまちづくり」について

(1)農業の振興

農業振興については、都市近郊型農業を推進するため、園芸作物において、農業施設導入や農業振興に関する補助を実施するとともに、付加価値の高い農産物の生産や安定出荷を関係機関と連携しながら支援に取り組みます。

担い手の育成については、農業委員会及び農地中間管理機構など関係機関と連携し耕作放棄地や遊休地の解消を図り農地を確保するとともに、新規就農者育成総合対策として国が

実施する補助制度を活用し、新規就農者など担い手育成に取り組みます。また、「人・農地プラン」に基づき、地域農業のけん引役である中心経営体や担い手が、円滑に農業経営を行えるよう農地の集約化に取り組みます。さとうきびについては、優良種苗の普及や病害虫防除、機械化の推進などに取り組み、生産の維持に努めます。

畜産業については、畜産農家の経営基盤の安定・強化を図るため、優良種畜導入の補助や家畜予防注射などを実施するとともに、関係機関と連携しながら飼育技術の支援を行い、生産拡大の推進に取り組みます。

また、「西原農業振興地域整備計画」の策定に向け基礎調査を行ってまいります。

西原さわふじマルシェについては、第一次産業及び商工観光産業の相互発展を図り、農業従事者、加工業者、販売業者等の所得向上、地産地消及び観光振興を推進し、本町の産業振興と地域活性化に努めます。

(2)水産業の振興

水産業については、与那原・西原町漁業協同組合と連携を強化し、漁業の振興に努めます。

関係機関と連携して促進を図ります。

おわりに

令和4年度の各予算案については、申し上げました諸施策事業などを中心に編成し、

(1)一般会計

12,398,000千円

(2)国民健康保険特別会計

4,120,392千円

(3)土地区画整理事業特別会計

534,117千円

(4)後期高齢者医療特別会計

332,609千円

(5)水道事業会計

1,126,625千円

(6)下水道事業会計

849,666千円

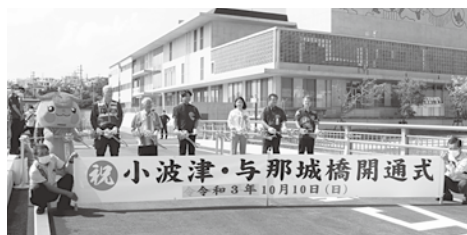
となっております。

以上、令和4年度の町政運営の基本姿勢及び主要施策の概要並びに予算案について申し上げます。また、この他にも条例案等を上程しております。

議員各位及び町民の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。

令和4年3月2日

西原町長 崎原盛秀



追加接種の体験談を聞いてみました!

追加接種では、交互接種(1・2回目と異なるワクチンを接種すること)が認められていますが、副反応など不安なこともあり、迷っている方もいらっしゃると思います。そこで、交互接種をした方にインタビューを行いました。



50代 男性

2回目に接種したワクチン：ファイザー、3回目に接種したワクチン：モデルナ

ワクチンに対する気持ち

ワクチンの種類は混合した方が効果が上がるとの話も聞くので、3回目は予約がすぐ取れるモデルナにしました。受験生の娘もいたので接種して安心しました。

副反応

副反応は、2回目38℃以上の発熱がありましたが、3回目は37℃台で収まりました。ただ倦怠感が接種翌日は丸一日あり、解熱剤を飲んでずっと寝て過ごしました。接種二日後には平熱にもどり、少し倦怠感が残るものの普段通りに過ごせました。

HPには、1・2回目と同じワクチンを接種した方の体験談も掲載しています。右のQRコードから、ご覧ください。



予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。コロナワクチンの予防接種の場合でも予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等)が受けられます。

申請に必要な手続きなどについては、新型コロナワクチン接種対応プロジェクトチームまでご相談ください。

無料相談 ★相続のことなら安心しておまかせ下さい!

相続・土地、建物 会社の登記・法律相談

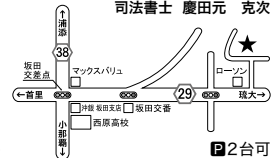
けだもと
慶田元司法書士事務所

営業時間:月～土 8:30～18:00

※日・祝日及び時間外の対応も可

西原町棚原1丁目22番地25(ローソン棚原店うら)

☎098-944-2582・☎090-8291-4095



そらうみ法律事務所
SORAUMILAW OFFICE

西原ICから車で8分
サンエー経塚シティ
すぐ近く

離婚・相続・不動産・借金等、
お気軽にご相談ください

沖縄弁護士会所属
弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

相談料
30分
3,300円

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドワール・グスク3号室

tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

🔍「浦添 弁護士」で検索

医療法人
和み会

城間 医院

西原中学校向かい
電話: (098) 945-4551

内科

胃・大腸カメラ
生活習慣病 など

心療内科

心の不調
睡眠障害 など

新型コロナワクチン接種についてお知らせ

※下記の内容は3月14日時点の情報となります。コロナワクチンに関する情報は更新が早いため、手元に広報紙が届くまでに変更となっている可能性があります。最新の情報はQ A B データ放送や西原町ホームページでご確認ください。

3回目接種について



3回目の接種券は、2回目の接種を終えて6か月経過した方へ順次発送していきます。現時点での対象者は、コロナワクチンを2回接種し、6か月経過した18歳以上の方です。ワクチンの供給状況等により前後することがあります。

西原町で使用するワクチンは**ファイザー社製**と**モデルナ社製**です。
個別接種では、医療機関によって使用するワクチンが異なるのでご注意ください。

小児(5～11歳)の ワクチン接種について

下記の医療機関で接種を行っています

医療機関	対象者
城間医院	小学4年生以上が対象
玄米クリニック	
◆あいわクリニック	小学3年生以下が対象(※)
◆太田小児科医院	
◆ハートライフクリニック	

※小4以上、小3以下のお子様を同じ医療機関で接種ご希望の場合は、◆の医療機関に予約を入れるようお願いいたします。

◎1回目接種日が12歳の方は、右記の個別接種をご利用ください。ただし、11歳で1回目接種をされた方は、1回目と同じ医療機関で、小児用ワクチンの接種となります。

◎小児(5～11歳)の新型コロナワクチン接種については西原町HPにてお知らせしています。右記のQRコードからご覧ください。



個別接種 (F:ファイザー、M:モデルナ)

医療機関	月	火	水	木	金	土	日	備 考
SAKU整形クリニック	M	M	M		M	M		※モデルナ社ワクチンを使用しています。 ※1・2回目接種の方は予約できません。 ※しんざと内科は4/4よりモデルナ社ワクチンを使用します。
城間医院	M			M	M			
しんざと内科	M	M	M		M			
アドベンチスト メディカルセンター		M	M		F		F	・日は4/17のみ実施
いちょう内科あしとみ			F					
玄米クリニック	F				F	F		
太田小児科医院			F		F			
ハートライフクリニック	F	F	F	F	F			・12～15歳は月・水のみ可能 ・16～18歳も保護者同伴
あいわクリニック	F	F	F		F	F		
ゆいゆい内科クリニック							F	
しらかわ内科	F	F	F		F			・12～15歳の予約・接種は受付していません。
(☆)とうま内科 ☎946-3799	医療機関へ直接ご連絡してください。							

・上記の日程は、初回接種(12歳以上)と追加接種の日程です。3回目接種の集団接種の予定はありません。個別接種をご利用ください。
・予約は、webまたはコールセンターで受付します。医療機関へ直接電話することは控えてください。ただし(☆)の医療機関は直接医療機関にお問い合わせください。
・12～15歳の接種は保護者の同伴が必須、16～18歳の接種は可能な限り保護者同伴をお願いします(医療機関によっては必須)。
なお接種の際は母子手帳を持参するようにお願いいたします。

【予約方法】

web予約
<https://jump.mrso.jp/473294>
電話予約
098-911-9174

※混雑時には電話がつながりにくいことがあります。しばらく時間を置いてお試しください。

webなら
24時間
予約可能



【健康保険課新型コロナワクチン担当】

☎ 098-911-9174 FAX 098-946-6086

受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00(土日休日除く)

地域のために一緒に活動しませんか？

令和4年度は民生委員・児童委員の一斉改選が行われます

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の身近な相談相手として、支援が必要な人を適切な機関につなぐ役割を担っています。

町では、随時、民生委員を募集しております。興味のある方はぜひお問い合わせください。

【お問い合わせ】
福祉部 福祉課 社会福祉係 ☎945-4791
西原町社会福祉協議会 ☎945-3651

第一次西原町地域福祉計画・第四次西原町地域福祉活動計画を策定しました！

2月14日(月)に町地域福祉計画策定委員会の諸見里安知委員長より、町長及び町社会福祉協議会長へ第一次西原町地域福祉計画・第四次西原町地域福祉活動計画(案)に対する答申書が手渡されました。

諸見里委員長は、「策定委員会で出された意見をもとに答申書としてとりまとめました。行政と町社会福祉協議会が一体的に策定した計画であり、今後さらに連携して地域福祉の向上及び推進を図ってほしい。」とお話がありました。

崎原町長は、「町の福祉部門の上位計画です。これから5年間、この計画を基に着実に福祉施策を実施していきます。」と述べました。

町は、町社会福祉協議会と協力し、町民・福祉関係者等の連携体制のもと、福祉のまちづくりを進めていくことを目指します。

【計画の基本理念】
「みとめあい ささえあい 感謝の絆でつながるまち 西原町」



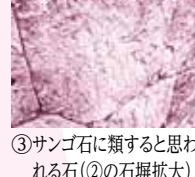
お問い合わせ 文化課 文化財係 ☎944-4998



①東江御殿石牆の石



②今回頂いた石が積まれていた塀



③サンゴ石に類すると思われる石(②の石塀拡大)

そこで、町民のみなさまにお願いがあります。現在入手困難な写真①・③のような石が使われている石塀やお墓等の石造物を所有している方で、近い将来取り壊しを行うなどの予定がありましたら、この石を内閣御殿の整備のために譲り頂ければ幸いです。その際は、ぜひ本町文化課までご連絡ください。

本町では、本年度から内閣御殿(国指定史跡)の中心的施設である東江御殿を囲う石牆(石垣)の修復・復元工事に取り掛かる予定です。しかし、石牆の修復・復元等に必要になることが想定されます。東江御殿の石牆に使用されている石は、ほとんどがサンゴ石を加工したものですが、残念ながら、現在県内の海域からは採取が困難な石材となっています。そのため、この石材をどのように入手するかが大きな課題の一つとして挙げられていました。

ところが、つい先日、町内のある屋敷を囲う石塀の解体工事現場(②)から、そのサンゴ石に類すると思われる石(③)をたくさん頂く機会がありました。頂いた石は今後、東江御殿で使用されている石との詳細な比較等を行いながら、使用可能な石を選別し、石牆等の修復・復元に活かしたいと考えています。ちなみに、整備に必要な石材はまだ不足しているのが現状です。

文化財コラム
内閣御殿で使う石、集めています！



うちまウッダン

2022

4

毎月、西原さわふじマルシェのイベント情報発信します！

西原さわふじマルシェ通信

JAおきなわ中部地区青壮年部 農産物販売

軽トラ野菜市

～フッターはるさー自慢の農産物どうぞ！～

軽トラの荷台に野菜がズラ～！

生産者と交流ができる2日間

部長 仲宗根 基さん

JAおきなわ中部地区青壮年部 農産物販売

JAを拠点に地域農業の振興を図る青年農業者の集まりです

女性部加工販売ブース / JA各種相談コーナー

キッチンカー / 創作太鼓集団 榎原弥勲太鼓(10日のみ)

ちびっ子ふわふわ遊具 / お出かけラジオ放送! など..

日程

令和4年4月9日(土)・10日(日)

9:00~17:00

会場

西原さわふじマルシェ敷地内

主催

JAおきなわ中部地区青壮年部

うんたま市場

LINE公式アカウント

さわふじマルシェ イベント情報発信中→

JAファーマーズ

うんたま市場 ☎945-5151

●島野菜フェア / 8日(金)

●バインフェア / 9日(土)~10日(日)

●清明祭フェア / 15日(金)~17日(日)

●お米の特売日 / 毎週水曜日ポイント2倍デー

さわふじマルシェ ☎945-7411

●雑貨マーケット / 3日(日)

●キッチンカーフェス / 17日(日)

●植木市 / 29日(金)~5月8日(日)

●母の日似顔絵展示 / 29日(金)~5月8日(日)

わたしたちの話題 Topics in the Town



イベントフォトギャラリー

2月28日(月)

西原東中 人権活動感謝状贈呈式



第40回全国中学生人権作文コンテスト沖縄県大会において人権意識の高揚に尽力した学校として、西原東中学校へ那覇人権擁護委員協議会より感謝状が贈られました。同校の応募状況は前年度に比べ3.1倍、全生徒数約530名に対する応募割合は29%と高く、元々意識の高い生徒が多いとのこと。そのように頑張っている生徒の姿に親 泊正幸校長は「今回の感謝状は生徒のさらなるやる気にもつながるのでとても嬉しく思います」と喜びの表情で話してくれました。

3月2日(水)

坂田小学校環境美化全国表彰



環境美化に取り組む姿勢が評価された坂田小学校が、『第22回 環境美化教育優良校等表彰事業』において、全国で6校のみ選ばれる優秀校に輝きました。同校では『あたりまえのことができる坂田小』という目標を掲げており、朝の清掃活動や花植え活動、西原の塔の清掃活動やヤギの飼育を通じた環境学習に、児童が主体となって積極的に取り組んできました。今回、その毎日の努力の積み重ねが評価され、優秀校を受賞したことに対し、児童たちは笑顔で喜びました。また、副賞として10万円が贈られ、図書費や環境美化活動費として活用される予定です。今後の同校の更なる活躍に期待が高まります。

3月6日(日)

国道329号 与那原バイパス開通！



令和4年3月6日、与那原町与那原(マクドナルド付近)～南風原町与那覇間を繋ぐ国道329号与那原バイパスの開通式が行われました。本線開通により、国道329号の渋滞緩和や、県立南部医療センター・こども医療センター及び那覇都市圏へのアクセス性の向上が見込まれ、本町を含む東海岸側に住む方にとって大変便利な道路の開通となりました。本線は3月6日より暫定開通され、現在片側1車線で走行可能となっています。那覇市や南風原町へお出かけの際は、ぜひご利用ください。また、詳細につきましては右のQRコードよりご確認ください。



2月8日(火)

令和3年度 沖縄県文化協会賞受賞



沖縄県文化協会より令和3年度沖縄県文化協会賞を町内から2名と1団体が受賞し、町役場において伝達式が行われました。西原町文化協会の発展と運営に多大な貢献をしたなどとして波平常則さんが『功労賞』、小学校での指導など書道を通して地域文化の振興に尽力してきたとして宮本康申さんが『奨励賞』、チャリティ公演など地域の生涯学習の振興に大きく貢献したとして西原町文化協会大正琴部会が『団体賞』をそれぞれ受賞しました。宮本さんは「受賞の知らせには驚きましたが、とてもうれしいです。精神文化の書道を通して人と関わるうえで大切な道徳面を教えていきたい」と喜びと抱負を話してくれました。

2月22日(火)

宮城幸子さん 藍綬褒章 受賞



令和3年秋の褒章で、県更生保護女性連盟会長 宮城幸子さんが藍綬褒章を受賞しました。藍綬褒章とは、教育や福祉等の分野で社会貢献に尽力した方へ、内閣総理大臣から送られる賞となっており、宮城さんは更生保護の功績が認められ今回の受賞となりました。更生保護の活動をはじめて38年目を迎える宮城さんは、罪を犯してしまった少女たちと関わる中で、「罪を犯していても、その子たちの良い所を少しでも見つけてあげて、そこを伸ばしていくことが大事です。子どもが罪を犯す大きな原因は親にあります。出所した子どもへたくさん励ましの言葉をかけて、これからも私たちが見守っていると伝えているのです。」と語りました。

また今回の受賞に際して、「みなさんのおかげでこの長い間、活動を続けることができ、今回の褒章に繋がりました。更生保護について、若い人たちに少しでも関心を持っていただきたい」と語りました。

2月24日(木)

日本赤十字社西原町分区の功労者表彰



長年にわたり日本赤十字事業へ携わった功績が評価され、12年間尽力した前分区長の上間明さんへ金色有功章と、約10年間掛保久自治会長として活動された長嶺徳三さんへ感謝状がそれぞれ贈られました。伝達式に出席した長嶺さんは、「これからも日本赤十字社の活動を支援していきたい」と述べました。

※広報紙に掲載する写真については、撮影時のみマスクを外しております。

特別障害者手当等の支給額について
2021年全国消費者物価指数の物価変動率(▲0.2%)に基づき、令和4年度の特別障害者手当等の手当額は下記のとおりになります。

	令和3年度(月額)	令和4年度(月額)
障害児福祉手当	14,880円	14,850円
特別障害者手当	27,350円	27,300円
経過的福祉手当	14,880円	14,850円

※2月、5月、8月、11月に、前月分までの3か月分が振り込まれます。
※物価の変動に伴い、今後、手当額が変更になる可能性があります。

手話通訳者・要約筆記者派遣について
聴覚障がい者の社会参加を促進するため、社会生活におけるコミュニケーションが必要な方々へ支援を行います。
詳しくは、福祉課までお問い合わせください。
・福祉課窓口にて手話通訳者を配置しています。
・病院受診や行政手続き等に手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。
※原則1週間前までにお申し込みください。

- ❶ FAX、メールまたは福祉課窓口にて申込み
- ❷ コーディネーターが登録者を調整、決定
- ❸ 派遣申請者へ派遣決定のお知らせ
- ❹ 現場にて派遣申請者と通訳者が待ち合わせ

【お問い合わせ】福祉課 障がい支援係 ☎945-4791 FAX945-6770

令和4年度 就学援助のお知らせ
【就学援助とは】
西原町教育委員会では、小中学校に通学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など学校教育に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

～令和3年度に認定を受けていた方も、
毎年度申請が必要となりますのでご注意ください～

【申請方法等】
申請期間：令和4年4月11日(月)～令和4年5月31日(火)
申請方法：必要書類を揃えて、各学校に申請してください。
※申請書は、町ホームページから印刷するか学校又は教育委員会でお受け取りください。

【留意】
①令和3年度に「入学準備金」に係る申請を行った児童(新小学1年生)について
→「認定」となった児童については、今回新たに申請する必要はありません。
→「否認定」となった児童については、今回改めて申請することで「令和4年度の所得情報」にて再度の審査を受けることができます。
②受給条件(住所地や所得要件など)や援助内容、必要書類などの詳細はコチラ(QRコード)へ。

【お問い合わせ】
西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039

沖縄県後期高齢者医療広域連合よりお知らせです
一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。
また、窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります。施行後3年間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます※1。(入院の医療費は対象外)
※1.同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額払い戻し。

【2割負担の所得基準】
・課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上※2の方が2割負担の対象。
※2.単身世帯の場合。(複数世帯の場合は、320万円以上)

高齢者の皆様には、ご負担をお願いしますが、安心して医療が受けられるよう、今後にわたって安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【窓口負担割合変更に関する問合せ】
後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120-002-719
沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8011
西原町役場 健康保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

健康だより

体罰等によらない子育てを広げよう！
～みんなで育児を支える社会に～

★なぜ体罰はいけないの？
・体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があり、科学的にも明らかになっています。
★しつけと体罰はどう違うの？
・しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
・そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。
あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童相談所 全国共通 3行ダイヤル

いち はや く 189

お住まいの地域の児童相談所につながります。お電話の際は必ずお名前、お住まいの住所を伝えてください。

国民健康保険・後期高齢者医療
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

期間が延長
されました

支給対象者 下記のすべての条件を満たす方
・国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者
・新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった方
・勤務先から給与等の支払いを受けている方
支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数
支給額計算 直近3か月間の給与収入等の合計額÷直近3か月間の就労日数×2/3×支給日数
適用期間 令和2年1月1日から令和4年6月30日の間で労務に服することができない期間
※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

【お問い合わせ】福祉部 健康保険課 ☎098-911-9163

離婚家庭等の方へ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)のご案内

1. 支援給付金とは？
新たに対象児童(高校生等)を養育しているにも関わらず、(元)配偶者から給付金を受け取っていない方に対し、支援給付金を支給することになりました。
当給付金を受け取るためには申請が必要です。
2. 支給対象者
以下のいずれかに該当する方が対象です。
①令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方
②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において、高校生等を養育している方
③その他これらに準ずる方(DV被害者・養子縁組などで養育者が変わっている場合等)
※高校生等とは
平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方で、配偶者を有していない方です。
高校に在学していない社会人等も対象になります。
3. 申請方法 給付金を受け取るには、申請が必要です。
申請書に必要書類を添付してこども課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
詳細は西原町ホームページを確認してください。
HPトップ画面>支援情報>町民・事業者向け支援(課ごと一覧)>こども課>令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)について
申請書の受付後、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。
4. 申請期限 令和4年4月28日(木)※必着
5. 支給額 対象児童1人あたり10万円
※元配偶者から給付金の一部を受け取っていたり、児童のために使っている場合は、その額を差し引いた額になります。
【送付先】〒903-0220 西原町字与那城140-1 西原町こども課 宛
【お問い合わせ】西原町福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

「子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。
不審な電話や郵便があった場合は、西原町こども課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

《西原町給水工事指定店》

台所・浴室・トイレ
水廻りのリフォーム

水道管取替え工事

お見積り調査無料!!

サンリフォーム沖縄

西原町字内間111-2
TEL.882-9155

サンエー西原シティ ● 小那覇交差点 内間交差点
←与那原 250m 中城→
★ココ ローソン

お気軽に
お電話下さい。

税金等の支払窓口時間変更・税公金 セルフ支払機設置のお知らせ

1. 役場内支払窓口の営業時間の変更について

令和4年4月1日から役場内支払窓口（JA）の営業時間が次のとおり変更となります。

（変更後）9：00～12：00・13：00～15：00

※時間外においては会計課窓口・税公金セルフ支払機でお支払下さい。

2. 税公金セルフ支払機設置のお知らせ

（稼働開始日）令和4年4月中旬

（利用可能時間）平日 8：30～17：15

（取扱税公金）町民税・固定資産税・軽自動車税・法人町民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料・上下水道料金

※給食費については現在調整中

※お支払は現金のみです。

※一部対応してない納付書があります

のでその際は、役場内支払窓口（JA）

または会計課窓口でお支払下さい。



【お問い合わせ】西原町役場 会計課 ☎945-5193

成人男性の風しん抗体検査・予防接種について

2019年～2021年度に送付したクーポン券は

2023年3月まで使用できます。

風しんの流行を防ぐために、国の風しん対策として、以下の対象者は抗体検査（検査結果で十分な抗体がない方への予防接種）を無料で実施しており、令和3年度までの実施期間が令和6年度まで延長となりました。すでに対象者へ発送されているクーポン券は、有効期限内記載の日付に関わらず、令和5年3月まで使用できますので、早めに検査を受けられますようおすすめします。

**対象は
昭和37年4月2日から
昭和54年4月1日の間に
生まれた男性です**

※クーポン券を紛失された等、お手元にない方は下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】
福祉部 健康保険課 保健予防係 ☎911-9163

平日は仕事で金融機関に行けない！

最寄りの金融機関が遠くて行くのが大変！

納期限をうっかり忘れてしまう

町税等の納付に、便利で確実な口座振替をオススメします！

口座振替の申込先

- 沖縄県農業協同組合
- 沖縄県労働金庫
- 沖縄海邦銀行
- 沖縄銀行
- ゆうちょ銀行
- 琉球銀行
- コザ信用金庫

必要なもの

- 通帳
 - 通帳印鑑（銀行届出印）
 - 納税通知書
 - 口座振替申込書
- ※口座振替日の前日までに残高を確認してください。
※期限が過ぎている町税は口座振替できませんのでご注意ください。

◎ 令和4年度 町税等納期限（口座振替日）一覧表 ◎

種 目	納 期 限 （ 口 座 振 替 日 ）								
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分	第九期分
町県民税	6月30日(木)	8月31日(水)	10月31日(月)	1月31日(火)					
固定資産税	5月2日(月)	8月1日(月)	12月26日(月)	2月28日(火)					
軽自動車税	5月31日(火)								
後期高齢者医療保険料 国民健康保険税	8月1日(月) (7月25日(月))	8月31日(水) (8月25日(木))	9月30日(金) (9月26日(月))	10月31日(月) (10月25日(火))	11月30日(水) (11月25日(金))	1月4日(水) (12月26日(月))	1月31日(火) (1月25日(水))	2月28日(火) (2月27日(月))	
介護保険料	8月1日(月) (7月15日(金))	8月31日(水) (8月15日(月))	9月30日(金) (9月15日(木))	10月31日(月) (10月17日(月))	11月30日(水) (11月15日(火))	1月4日(水) (12月15日(木))	1月31日(火) (1月16日(月))	2月28日(火) (2月15日(水))	3月31日(金) (3月15日(水))

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納期限と口座振替日が異なります。() 内の日付は口座振替日です。

※介護保険料においては、残高不足等で引き落としができなかった場合、末日に再振替となります。

種 目	納 期 限											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学校給食費	6月10日(金)	7月11日(月)	8月10日(水)	9月12日(月)		10月11日(火)	11月10日(木)	12月12日(月)	1月10日(火)	2月10日(金)	3月10日(金)	4月10日(月)
保育所保育料	4月20日(水)	5月10日(火)	6月10日(金)	7月11日(月)	8月10日(水)	9月12日(月)	10月11日(火)	11月10日(木)	12月12日(月)	1月10日(火)	2月10日(金)	3月10日(金)

集団健診日程のお知らせ

【特定健診、胃・肺・大腸がん検診】

場 所 西原町保健センター（西原町役場） 受 付 時 間 8:00～11:00

自 己 負 担 額 特定健診：（20代30代）1,300円、（40歳以上）無料

胃がん：1,000円、肺がん：400円、大腸がん：600円

予約申し込み先 沖縄県健康づくり財団（電話番号：098-889-6492） Web予約

* 予約受付時間8:30～12:00、13:00～16:00

Web予約



日程	対象行政区	予約期間	
		電話予約	Web予約
7/1 (金)	掛保久、小那覇、平園、翁長、幸地ハイツ、西原ハイツ、池田、小波津、小波津団地、安室、桃原	6/1(水)～6/3(金)	5/9(月)～5/29(日)
7/14 (木)	小橋川、内間、内間団地、嘉手苅、坂田、坂田高層住宅、棚原、上原、森川、千原、呉屋、西原団地、徳佐田、西原台団地、津花波	6/8(水)～6/10(金)	5/13(金)～6/5(日)
8/3 (水)	幸地、幸地高層住宅、兼久、与那城、我謝、美咲	7/4(月)～7/6(水)	6/6(月)～6/26(日)
8/20 (土)	全行政区の方が対象です	7/20(水)～7/22(金)	7/1(金)～7/18(月)
10/16 (日)	全行政区の方が対象です	9/12(月)～9/14(水)	8/8(月)～9/4(日)
11/27 (日)	全行政区の方が対象です	10/19(水)～10/21(金)	9/20(火)～10/16(日)

【乳がん・子宮頸がん検診】（偶数年齢の方が対象です）

場 所 西原町保健センター（西原町役場）

受 付 時 間 13:30～14:30

自己負担額 乳がん：（マンモグラフィー・40歳以上）2,100円
（エコー・30歳代）2,500円、子宮頸がん：600円

日程	予約申し込み（乳がんのみ）	1日程あたりの定員
6/29(水)	5月25日(水)～ 定員に達するまで	乳マンモ：40人 乳エコー：10人(8/18は実施なし)
7/25(月)	予約受付時間：9時から17時	子 宮 頸：定員なし
8/18(木)	予約方法：健康保険課への電話	

【問い合わせ】福祉部健康保険課 保健予防係 ☎911-9163

令和4年度 乳幼児健診について（乳児健診、1歳半健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）

町が実施する乳幼児健診は保育園や幼稚園で行う内科健診とは内容が異なり、成長に合わせた発達状況等の確認を行います。令和4年度は下記のスケジュールを予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況で中止および延期になる場合があります。そのため、詳しい日時および対象者は、HPでの確認をお願いします。

●健診日の確認方法

①対象者には健診日のおよそ3週間前に健診の案内や問診票等が入った通知が届きます。

②下記のQRコードを読み取ると、お子様の生年月日が入った日程表が確認できます。対象の健診日に受診できなかった場合は別日程で受診できます。お問い合わせください。



乳児健診

1歳半・3歳児健診

2歳児歯科

令和4年度乳幼児健診予定

対象年齢		乳児健診	1歳半健診	2歳児歯科	3歳児健診
		前期：4～5ヶ月 後期：9～10ヶ月	1歳7～8ヶ月	2歳3～6ヶ月	3歳3～5ヶ月
健診日	4月	24日(日)	—	—	—
	5月	—	12日(木)	—	26日(木)
	6月	5日(日)	30日(木)	9日(木)	17日(金)
	7月	3日(日)	28日(木)	—	21日(木)
	8月	7日(日)	25日(木)	—	4日(木)
	9月	4日(日)	15日(木)	1日(木)	8日(木)
	10月	1日(土)	6日(木)	—	20日(木)
	11月	6日(日)	10日(木)	—	18日(金)
	12月	3日(土)	8日(木)	1日(木)	15日(木)
	1月	22日(日)	12日(木)	—	26日(木)
	2月	5日(日)	—	—	17日(金)
	3月	—	2日(木)	9日(木)	16日(木)

【問い合わせ】福祉部こども課 母子保健係 ☎945-5311

農地を所有(使用)している方へ

農地について、所有権や賃借権などの権利を持っている者は、農業上の適正かつ効率的な利用を確保する義務があります。(農地法第2条の2)

(適正かつ効率的な利用の例)

1. 自分で耕作する
2. 他者に貸して耕作してもらう

※2の場合、農地法に基づく手続きが必要となります。また、借り手が見つからない場合、仲介する機関として農地中間管理機構(公的機関)もあります。自分で耕作ができない、今後どうしたいかわからない場合など、そのままにせずに左記までご相談ください。

問 西原町農業委員会
☎(945)5281

令和4年度土地家屋価格等縦覧帳簿縦覧のお知らせ

縦覧できる方は、西原町内に所有する土地や家屋にかかる固定資産税の納税者又は代理人です。納税者の場合は、運転免許証等本人であると確認できるものを、代理人の場合は、納税者からの委任状と運転免許証等代理人であると確認できるものを、ご持参ください。

【縦覧期間】4月1日～5月2日(土日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分まで
(正午～午後一時を除く)

【縦覧場所】税務課
問 総務部 税務課 資産税係
☎(945)4729

おしらせでーびる

西原町役場 ☎945-5001

農業者年金について

国民年金の第1号被保険者で60歳未満、年間60日以上農業に従事している方は、だれでも加入できます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。

問 農業委員会
☎(945)5281
JAおきなわ西原支店
☎(945)5225

▲詳しくはこちら

春の全国交通安全運動について

運動スローガン
「手を上げる
子どもはあなたを 信じてる」

春の全国交通安全運動が4月6日から4月15日まで行われます。

全国重点目標

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

「交通事故死ゼロを目指す日」
令和4年4月10日(日)

大型連休中のごみ収集日程について

	4月29日(金) 昭和の日	4月30日(土)	5月1日(日)	5月2日(月)	5月3日(火) 憲法記念日	5月4日(水) みどりの日	5月5日(木) こどもの日
もえるごみ	通常どおり			通常どおり	通常どおり		
もえないごみ							
危険ごみ		通常どおり				通常どおり	休 み
粗大ごみ							
資源ごみ	休 み			通常どおり	休 み	休 み	

【お問い合わせ】 総務部 環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

那覇広域都市計画の変更の『原案の縦覧及び公聴会』について(延期)

那覇広域都市計画の変更の『原案の縦覧及び公聴会』は4月末～5月中旬頃に延期となりました。詳しくは、HPをご確認ください。

☎(945)4729

株式会社 **ふちかみ** 沖縄支店

〒901-0502 沖縄県八重瀬町字大頓1302番地
TEL (098) 998-9950
FAX (098) 998-9988

西原町に転入した皆様・特に学生の皆様

引っ越ししたら住民票を移しましょう!

引っ越しなどにより住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、住民票の転出・転入の手続きをする義務があります。住民票は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿など各種行政サービスの基礎となります。なお、新型コロナウイルス感染症のワクチンを希望する方は、原則住民票所在地の市町村で接種をうけることになっています。スムーズに予防接種を受けるためにも、転入された際は速やかなお手続きのご協力をよろしくお願いします。

【転出・転入手続きについてのお問い合わせは】
町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

ダイハツ展示会

4/16・4/17
(土) (日)

西原自動車販売は
頭金は0円～OK!
お支払い回数は
分割120回までOK!
ボーナス払いナシもOK!

タフトG
クロムベンチャー

車両本体価格 1,551,000円～

※表示価格は税込です。
※写真はイメージです。実際の車とグレードの違う場合がございます。

ダイハツ展示会に遊びに来てね!

車検付きメンテパック
(軽自動車) 2年分

53,000円 (税込)

※自賠責保険料・重量税・印紙代別
※追加整備費用は含まれません

タントカスタムX
スタイルセレクション

車両本体価格 1,749,000円～

サンエー西原シティむかい
西原自動車販売株式会社

西原町小那覇269番地
☎098-945-4737

新車販売・車検
一般整備・钣金

国民年金保険料の免除・猶予をお忘れなく!

【受付・問合せ】町民課 住民年金係 ☎098-945-5012・浦添年金事務所 国民年金課 ☎098-877-0343

出産前後の国民年金保険料免除

免除期間
出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(双子などの場合は3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産も含みます)

対象者
国民年金の第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
※任意加入の方は対象になりません。

添付書類
出産前に届出を提出する場合 → 母子手帳など
※出産予定日の6か月前から届出ができます。
出産後に届出を提出する場合 → 出生届を役場へ提出済みの場合は不要

国民年金保険料の納付が困難な学生のみなさんへ

学生納付特例制度は、学生のための保険料を猶予し社会人になってから納める制度です。
申請には、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。
所得の目安 128万円+ (扶養親族数×38万円)
対象者 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、専門学校など各種学校に通っている20歳以上の学生(修業年数が1年以上の課程に在籍している方に限る)
必要なもの 学生証または在学証明書
※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書・印鑑(認印可)が必要になります(同一世帯でない場合は委任状が必要)
学生納付特例期間は、年金の受給資格期間に含まれます。ただし、年金額の計算には反映されません。10年以内であれば猶予を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

「マイナンバーカード」のお知らせ

◎引越の際は、マイナンバーカードの手続きをお願いします。
転入者及び転居者は西原町役場へ、転出者は転出先の市町村役場へ、マイナンバーカードを持参の上で、住所変更手続きをお願いします。

◎ノベルティをプレゼント(先着550名)!
マイナンバーカードの受領で来庁された15歳未満の方を対象に、ノベルティ(クリアファイル・マイナンバーカードケース等)をプレゼントします。

◎4月・5月の休日・夜間交付窓口開設のお知らせ(要予約) 平日・日中の受け取りが難しい方は、ご利用ください。
4月 ⇒ 12(火)・14(木)17:30～19:30・24(日)9:00～13:00
5月 ⇒ 14(土)9:00～13:00・17(火)、19(木)17:30～19:30

【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

詳しくはこちら

狂犬病予防注射は、飼い主の義務です!

犬を飼っている飼い主は、狂犬病の予防注射を年に1度受けさせなければいけません。

集合予防注射の日程

	実施日	場 所	受付時間
第1回	4月24日(日)	西原町役場玄関前	9:00～12:00
第2回	5月29日(日)	西原町民体育館	13:00～16:00

予防注射に関する注意事項

- 当日は、予防注射の案内ハガキを持参してください。
- 登録時に交付した鑑札と、前回の注射済票を持参してください(首輪につけるなど)。紛失した場合は、会場で再交付の手続きをしてください。
- 犬を飼っている方は必ず登録を行い、飼い犬(生後91日以上)には年に1度の予防注射を受けさせてください。
- 飼い犬の登録をしていない方には案内ハガキが届きません。ご来場のうえ登録の手続きをしてください。
- リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)はダメです。
- 犬をしっかりと制御できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。他の犬に対して攻撃的な犬は、必ず口輪を着けてきてください。
- 糞尿を済ませてきてください。糞をした場合は飼い主の責任で処理し、持ち帰ってください。
- 1か月以内に他のワクチン接種を受けた犬、体調に不安がある場合、妊娠している場合は主治医の獣医師に相談してください。
- 予防接種後数日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。

料 金

予防注射 3,400円 (注射済票交付のみの方は550円)
新規登録 3,000円 (鑑札票再交付の方は1,600円)
※おつりのないようにご協力をお願いします。
3月2日以降に動物病院で予防注射を受けた場合は、注射済票交付のみとなります。病院で交付された証明書を持参してください。

下記の動物病院で予防接種を受ける場合には、注射済票の交付及び登録等の手続きも同時に行うことができます!

病院名	住 所	電話番号
杜ノ庭どうぶつ病院	西原町字翁長169-5	098-987-6632
ぎのわん動物病院	中城村南上原417-1	098-942-3030
アイリスいぬとねこの病院	那覇市首里石嶺町4-199-7 サンシャイン石嶺1F	098-886-5059
あかね動物病院	那覇市首里平良町1-18-10 メゾン若葉1F	098-887-4488
くどう動物病院	南風原町字兼城587-2	098-888-3514

【お問い合わせ】 総務部 環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

自然とふれあう家族のついで・初めてのキャンプに参加しませんか?

家族で自然体験をととして絆を深め、野外活動の楽しさ・自然を大事にする豊かな心を育てましょう!!

【日 時】令和4年4月16日(土)～17日(日) 【場 所】沖縄県立石川青少年の家

【日 程】詳細は、直接石川青少年の家へお問い合わせください。【募 集】小学生以上の児童がいる家族 20名程度

【費 用】大人:2,000円/人 子ども:1,500円/人 ※保険料等も含まれます。

【申 込】電話にて直接、下記連絡先へお申し込みください。4月5日(火)～4月12日(火) 9:00～17:00 ※月曜日は休所日です
定員に達し次第締め切ります。キャンセルのご連絡は4月13日(水)までに下記連絡先へお願いします。

【準備するもの】弁当(初日昼食)、飲物(水筒)、洗面用具(石鹸・シャンプー等)、筆記用具、懐中電灯(ナイトウォークで各自1個使用)、寝袋(持っていたら)着替え(活動に適するもの。タオル等も)、体温計、登山に関わるもの(両手が空くかばん、軍手、登山靴、長袖長ズボン、帽子、カッパ)

【注 意】参加者は①マスク着用、②当日の朝に検温し、37.5℃以上の方は参加を控えてください。

【申込・問い合わせ先】沖縄県立石川青少年の家 ☎098-964-3263 担当:新里

《お知らせ》生涯学習課の窓口が移転します

ホームページ等でもお知らせしているとおり、令和4年4月1日から生涯学習課の窓口(事務室)の場所が変更になります。
変更前) 役場庁舎 東側入口入ってすぐ右 (兼 町民交流センター事務局)

変更後) 西原町中央公民館 1階 事務室

事務室の移転に伴いまして、電話番号も下記のとおり変更となります。

変更前) 098-945-5036 変更後) 098-945-3657(中央公民館と同じ)

4月1日以降は、生涯学習に関することや社会教育関係、青少年健全育成協議会に関する問い合わせは、公民館へご連絡
くださいますようお願いいたします。電話のお掛け間違えにご注意ください。

図書館からのお知らせ

★4月のおすすめ本

【児 童】

- ゆうびんやぎさん
- 魔女からの手紙
- まっていたがみ

【地 域】

- オキナワ爆笑伝説
- 沖縄オバア烈伝
- 笑う沖縄

【一 般】

- 子どもをひとり暮らしさせる! 親の本
- 入学前、読み・書きはどう教えるか
- ひとり暮らしをつくる100

★お知らせ：開館日・休館日の変更について

- ・4月21日(木)は第3木曜日ですが、10時から19時まで開館します。
- ・4月25日(月)から5月5日(木)までは、図書館システム更新や公休日等のため休館します。

★4月の休館日

- 4日(月)、11日(月)、18日(月)、25日(月)～30日(土) ※休館日は変更になる場合があります。
- ※最新の情報は、電話または図書館ホームページでご確認ください。

【お問い合わせ】西原町立図書館 ☎098-944-4996

日頃の感謝を込めて

外壁塗装・屋根防水工事

毎月先着5名様

無料見積!!

無料相談!!

一級塗装技能士・一級ウレタン防水技能士・建築士のいるリフォーム店!

塗装・防水・外構

リフォーム工事の専門店!

～真心込めて～

ちゅららペイント

TEL 098-945-7170

西原町字兼久 261-2

ちゅらら工房 株式会社

感謝

一級建築士

西原町公式LINE

まちのお知らせ配信中心!

友達登録よろしくりん♪

西原町公式LINE

友達登録よろしくりん♪

愛の贈りもの

あたたかいお心遣いに、深く感謝申し上げます。

ふるさとづくり寄付金へ

寄付者 西原町管工事協同組合 寄付額 10万円

(理事長 島袋 敏) 使い道 その他町長が必要と認められる事業

町内相談機関

～悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください～

総合相談

日常生活のあらゆる相談に乗ります。
※電話相談にも応じています。また、17時以降は留守番電話で受け付けます。
※予約優先 時間/10時～16時(12時～13時を除く)

福祉相談

生活のための手段や生活費に関する相談、ひとり親家庭の悩み相談

障害福祉

なんでも相談…障害のある方や、発達が気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談

法律相談

人権・財産・離婚問題など法的トラブルに関する相談(相談時間:13時～16時)

司法書士相談

不動産相続や贈与、借金問題、遺言や公正証書等の相談(相談時間:13時～16時)

消費生活・家庭相談

訪問販売、契約のトラブル、親子・夫婦間の悩み、近隣トラブルなどのお悩み相談

問合せ

西原町社会福祉協議会
事前予約 ☎945-3651 FAX946-6777

行政相談

国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談に応じます。

相談日時

個別に調整となります

相談員

あらかきともり
新垣朝憲

問合せ

行政苦情110番 ☎0570-090-110
総務部総務課 ☎945-5011

人権相談

いじめ、DVなど人権に関わることの相談に応じます。

相談日時

個別に調整となります

相談員

よなみねひとし しまぶくろかずのり こやかつじ おくはまさちこ
與那嶺 等、島袋和徳、呉屋勝司、奥濱幸子
たいら あきら やすだ じゅんこ
平良 明、安田純子

問合せ

総務部総務課 ☎945-5011

高齢者の方の相談全般

高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談に応じます。

相談日時

随時 ※事前にお電話でご予約をお願いします。

問合せ

西原町地域包括支援センター ☎882-0117

雇用相談

就職に関するお悩みをひとりひとりにあったかたでサポートし、お悩みを解決します。

相談日時

随時

問合せ

西原町雇用サポートセンター(産業観光課内) ☎945-4540

教育相談

不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時

月～金曜 9時～16時(12時～13時を除く)

問合せ

教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603

相続 遺言

お悩みではありませんか?

～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

完全個室の相談ブースを完備していますので

ゆっくりとご相談いただけます。(要予約)

相続・遺言に関することならこちら→

http://souzokuigon-okinawa.com/

「相続・遺言おきなわ.com」

QRコードか「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス

相続・遺言の相談は無料です!

司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋 武 力

与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)

TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00～PM 5:30

【令和4年4月から】役場の組織が新しくなります！

令和4年4月から役場組織の改編を実施し、課名や一部の担当窓口を変更します。

今回の改編は、「こども家庭センター」の設置をはじめ、主に子育て支援などの福祉サービス向上を目的として実施するものです。

※役場内で担当窓口等、ご不明な点がございましたら、職員へお気軽にお尋ねください※

【組織の変更点】

場所	変更前（3月末まで）
1階	福祉保険課 国民健康保険係 賦課徴収係 後期高齢者医療係 社会福祉係
	健康支援課 障がい支援係 介護支援係 保健予防係
	こども課 子育て支援係 保育所係 幼稚園こども園係
2階	生活環境安全課

場所	変更後（4月以降）	変更後（4月以降）
1階	健康保険課 ☎911-9163	国民健康保険係 国民健康保険に関すること、こども医療費助成に関すること
		賦課徴収係 国民健康保険税の賦課・徴収に関すること
		後期高齢者医療係 後期高齢者医療に関すること
		保健予防係 特定健康診査・各種がん検診、健康増進事業、感染症予防に関すること
	福祉課 ☎945-4791	社会福祉係 生活保護、民生委員等、各種社会福祉に関すること
		障がい支援係 障がい者福祉に関すること
		介護支援係 高齢者保健福祉に関すること
	こども課 (こども家庭センター) ☎945-5311	子育て支援係 児童手当、特別児童扶養手当等、各種児童福祉に関すること
		こども相談係 貧困対策、要保護児童対策等、こども・家庭相談に関すること
		母子保健係 こども家庭センター窓口、妊娠・出産に関すること、母子保健に関すること
2階	環境安全課 ☎945-5018	保育所係 保育所等に関すること
		幼稚園こども園係 幼稚園・認定こども園入園に関すること
	課名を変更しました。 ※係及び業務内容に変更はありません。	

【事務室(窓口)の場所移動】

事務室(窓口)の場所が、次のとおり移動となります。それに伴い、電話番号も変更となりますので、お問い合わせの際はご注意ください。

■生涯学習課

(3月末まで)役場庁舎⇒(4月以降) 場所:西原町中央公民館(1階 事務室) ☎945-3657

※「西原町町民交流センター」窓口については、場所及び電話番号(970-6155)ともに変更ありません。



組織の変更点について【お問い合わせ】総務部 企画財政課 企画調整係 ☎945-4533

西原町の 税金・上下水道料金が スマホで納付 できるようになります！

令和4年 **4月1日**
スタート

【対象税・料金と利用可能決済アプリ】

税・料金名	利用可能なアプリ
町県民税(普通徴収)	● PayPay ● LINE Pay
固定資産税	● OKI Pay ● ゆうちょ Pay
軽自動車税(種別割)	● はまPay
上下水道料金	● PayPay ● LINE Pay ● au PAY ● 銀行PAY(ゆうちょ Pay等) ● J-coin ● 楽天銀行 ● PayB

【利用方法】

各アプリをダウンロードし、アプリを起動後スマートフォンで納付書のバーコードを読み取ることで決済できます。

【注意事項】

- ・領収書が発行されません。領収書が必要な方は、金融機関やコンビニで納付してください。
(特に軽自動車税について、車検用納税証明書の交付が必要な方は、ご注意ください)
- ・利用手数料はかかりませんが、通信費はご利用者様

負担となります。

- ・納付の上限額は、各アプリにて異なりますので、各アプリでご確認ください。
- ・スマホ決済とコンビニ決済で「二重納付」されないよう、ご注意ください。
- ・次の納付書ではスマホ決済ができません。
(納期限が過ぎている納付書、コンビニ収納用バーコードが無い納付書、上限額を超える納付書、破損や汚損等によりバーコードの読み取りができない納付書、金額を手書きした納付書)

【お問い合わせ】町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)→税務課 ☎(098)945-4729
上下水道料金→上下水道課 ☎(098)945-4934